

## 1 級建築士「懲戒処分」背景と慣例

(誰でも懲戒処分の可能性があります)

### 処分の対象となった違反行為 1

戸建住宅13戸で構造基準に適合しない設計を行った。

戸建住宅9戸で構造基準に適合しない設計を行った。

戸建住宅1戸で構造基準に適合しない設計を行った。

#### 処分の内容

免許取り消し

業務停止 11ヶ月

業務停止 6ヶ月

#### 教訓

- ・ 木造住宅等は意匠設計者でも出来るものとして簡単に処理されてきた。
- ・ 住宅の設計は手間が係るが設計料が安いため外注の構造専門家に委託出来なかった。
- ・ ソフトの適正な使用をせずにその結果ミスを生じ安全性が確保できなかった。
- ・ 自分が構造に精通しないのであれば生半可な設計はせず信頼のおける構造専門家に委ねるべきである。
- ・ 自信ある設計であっても齟齬のないよう設計担当者(例：外部委託)のチェックをすべきである。

### 処分の対象となった違反行為 2

確認済証を受けずに建築工事を行った。

施主に設計業務依頼を受けたのに必要な書類を交付しなかった。

#### 処分の内容

業務停止 4ヶ月

#### 教訓

新築需要が減退し大規模な修繕、模様替えはリフォーム行為でよく生ずるが、建築確認申請を行わずに施工されているものが多い。既設の安全性(耐震診断・補強)等が問われることを認識する必要がある。

(必ず必要なスキルを保持し、クライアントに判り易く説明し申請して工事に着手すること。今日の友は明日の敵・・・日本も訴訟社会になった)

設計施工の工務店ならずとも設計事務所でも口約束で着手し、或いは協力設計事務所(下請事務所)間でも契約書すらないことが良くある。日本的でお互いの信頼関係で成り立っており、堅苦しい文書は不要であるとする方や文書そのものを知らない方も居られる。法律で必要書類を交わすことを義務つけていることを再認識しなくてはならない。

## 処分の対象となった違反行為 3

高度地区内で高さの限度の超えて高い設計をした。

処分の内容

業務停止 3ヶ月

### 教訓

この事例のように高さのオーバーを見つけるのは、大変なはずである。  
色々な規定を十分把握して官庁協議の上、設計するのが通常である。  
然るに、指摘され業務停止を受けている。  
十分な知識と漏れのない官庁協議と施工監理が必須である。

## 処分の対象となった違反行為 4

適正な工事監理を十分行わなかったため設計図面と異なる施工が行われた。

処分の内容

業務停止 3ヶ月

### 教訓

通常の監理は重点監理が殆どであり、時々には工事の重要な場面でしか監理上の立会い等をしていない。  
しかし、現場では施主と施工者が協議して設計変更を行い、その内容を設計・監理者に連絡しないケースが多く、法的適合性や工事段階で必要とされる確認・書類がないままに工事が進むことになり責任を問われかねない。  
工事監理で必要書類の作成や立会い、施工図等の承諾等の業務着手前に施主及び施工者と協議・確認しておく必要がある。  
名義貸しは最高裁判例でも責任を問われるので現に慎むべきであろう。

## 処分の対象となった違反行為 5

確認申請の代理者・監理者でありながら確認済証の交付なしに着工を容認した。

処分の内容

業務停止 2ヶ月

### 教訓

言葉のニュアンスで着工を暗に了解する場面が往々にしてあったことはよく散見されたとされる。(やってはならないことであるが)  
言葉の使いようで都合よく解釈され、着工されたことが重点監理という常に現場を見ていないので施工状況が把握できないことも拍車をかける。  
施工者も安易に試掘や試験杭に名を借りた基礎掘削や杭打設という工事着手をしてしまうので厳に慎むように注意すると共に文書で議事録として施主・施工者に配布が必要である。途中で設計図と異なる施工が行われた際は、躊躇せず所要の文書と口頭で施工者と施主に注意を促すことは必須である。

## 処分の対象となった違反行為 6

管理建築士が自社の技術者の業務について、その管理と適正の確保を怠った。

処分の内容

業務停止 1ヶ月

### 教訓

組織事務所（設計施工の設計部門含む）では、多くの無資格者や関連部門を総合して業務を遂行するが、その内容について詳細に把握することは遠方の支店網を含めて不可能に近いとされる。

管理建築士であれば所員の行為全てについて全責任を負うことから組織の制度設計から品質確保、チェック体制、教育・訓練を含めて目配りが欠かせない。

所員の行った業務内容は全て管理建築士の責任なのである。怖い限りである。

## 処分の対象となった違反行為 7

構造計算書に不整合が見られる不適切な設計を行った。

処分の内容

業務停止 1ヶ月

### 教訓

この事例では、単に構造計算の中身が不整合ということで処分を受けている

建築基準法では、構造基準が細かく示されており、構造計算のやり方まで告示で規定されているが、その内容は全ての部分にわたってストーリー付けが適切であり整合することが求められているといえる。

従って、適切な構造専門家に委ね、その成果はチェックが万全に行渡った物である必要がある。つまり、誰が見ても応えられるものを要求されているといえよう。

グローバル化がすさまじい進展をみせ欧米の訴訟社会を考えると、何時他の専門家によるチェックが入るか分からず、これに答えることができる設計が必要と考える。

本当に神経の休まる時はない。

## 処分の対象となった違反行為 8

構造計算の下請けを担当した建築士として、構造計算書に不整合が見られる不適切な設計に関与した。

戸建住宅13戸で構造基準に適合しない設計を行った。

処分の内容

業務停止 1ヶ月

### 教訓

構造計算の下請けはよく行われており別に珍しくはない。むしろ中小事務所で構造担当者を置くほど余裕はないとされるのが実体であろう。

構造計算書だけの作成を依頼されることも良くあり、図面と計算書の不整合も良く指摘される。しかし、計算書だけで設計図は作成できないのが実際である。

今迄の様に下請けの責任はないとの誤った認識では、下請けといえども安全証明書の発行や設計に記名捺印が求められ責任が発生することを厳に意識しなくてはならないであろう。

## 処分の対象となった違反行為 9

元二級建築士が構造計算を行った物件の元請け設計者である一級建築士が違反設計（耐震性不足）を理由として処分されている。

### 処分の内容

業務停止 6ヶ月

#### 教訓

下請け任せには出来ない。

下請けは、信頼のおける力量の持ち主を選別する必要がある。

外部委託のチェックをすべきである。

## 処分の対象となった違反行為 10

詐欺罪で懲役1年の実刑判決を受け、その後この刑が確定した。

### 処分の内容

業務停止 1年

#### 教訓

今まで他法令での処罰は多くはなかったが、今後は適用される。

## 処分の対象となった違反行為 11

建築主との間で設計・工事監理業務委託契約を締結したが、工事監理業務を適正に実施しなかった。

工事監理報告書を建築主に提出しなかった。

一級建築士事務所について、事務所変更届を懈怠した。

約1年にわたり、建築士事務所の更新の登録を受けずに、業として他人の求めに応じ報酬を得て設計等を行った。

### 処分の内容

業務停止 6ヶ月

#### 教訓

建築主との間で工事監理業務の内容を確定しないで実施すると業務に抜けが一部でもあると抵触する可能性がある。

監理報告書の提出している内容及び管理報告書を出さない件数も少なくないとされる。事務所の更新申請や法定講習会の受講は必須である。

## 処分の対象となった違反行為 12

住宅金融公庫のリフォームローンに係る住宅改良工事完了調査判定書の作成業務において、自ら現地調査を行わず調査判定書を交付した。

### 処分の内容

業務停止 20日

#### 教訓

住宅金融支援機構等の業務で一見関係ないジャンルでの処罰である。

今後は、多様な調査業務等関連業務での展開が想定される。

## 処分の対象となった違反行為 13

定期報告において、当該建築物が容積率を超過していることを認識しつつ、虚偽の定期報告書の作成、提出に關与した。

処分の内容

業務停止 20日

「教訓  
「定期報告でも処罰？」と思うが容積率オーバーの認識すら難しい物があり、その他  
で構造安全性・劣化、設備等でも評価や報告で難解である。

## 処分の対象となった違反行為 14

ホテルほか1件の建築物について、完了検査後の改造工事のための図面を作成し、それにより建築関係法令に違反する建築物を現出させた。

建築関係法令に違反することを認識した上で、改造工事のための図面の作成に關与した。

福祉のまちづくり条例に違反する図面を作成し、同条例に違反する建築物を現出させた。

処分の内容

業務停止 7ヶ月

「教訓  
この業務は専門性の高いノウハウともされる業者があり、他と差別した受注の機会とするものもあるとされるが順法性が問われることになる。

## 処分の対象となった違反行為 15

工事監理を十分に行わず、工事監理報告書の建築主への提出を直ちに行わなかった。設計者及び工事監理者に就任する意思のない建築士の氏名を確認申請書等の設計者、工事監理者欄に記入した。

処分の内容

業務停止 5ヶ月

「教訓  
工事監理報告書は直ちに提出しなければならないことに留意しなければならない。  
記載事項に漏れや適正性が求められる。  
名義貸しは、理由を問わず処罰される。

## 処分の対象となった違反行為 16

管理建築士でありながら管理が不十分であったため、事務所の担当者が虚偽の確認済証を作成し、施工者に提示するなどして建築確認を受けずに建築工事を行わせる事態を生じさせた。

処分の内容

業務停止 1ヶ月

教訓

所員の管理が如何に重要であるか、特に多くの所員を抱える組織では難題である。  
幾重のチェック体制や責任の所在、スキルアップは喫緊の課題である。

## 処分の対象となった違反行為 17

鉄骨造の梁と柱の接合部分の溶接に関する工事監理が十分なされていなかった。

処分の内容

業務停止 3ヶ月

教訓

工事監理の徹底や内容、契約内容等監理要綱等仕事のやり方の再構築が必須という事態にある。

## 処分の対象となった違反行為 18

三階建ての共同住宅の屋上に増築がなされていた建築物について、設計者として建築基準法に違反する設計を行った。  
建築確認を受けていないにもかかわらず、工事が行われることを工事監理者として容認した。

処分の内容

業務停止 4ヶ月

教訓

いかに現場調査や法的チェックが肝要であるか、違法な物には関わってはならないということである。

## 処分の対象となった違反行為 19

一級建築士でないと設計できない建築物の設計を二級建築士に依頼し、設計を行う意志がないにもかかわらず、建築確認申請書の設計者欄及び設計図書に自己の建築士としての名義を記載することを承諾した。

処分の内容

業務停止 3ヶ月

教訓

下請けであっても資格による業務範囲の遵守が必須である。  
出来の良い技術者であっても無資格者や事務所登録なきものには発注できない。  
名義貸しなどは、もってのほかである。